

特別合同研究会報告

——福祉国家論をめぐる問題——

I

7月26、27日の第1回シンポジウムに引き続き、28日には同会場に於て特別合同研究会が開催された。研究会は「福祉国家の前提条件」をテーマに、武藤光朗氏の報告があり¹⁾、それをめぐって活発な討論が行なわれた。武藤光朗氏の報告要旨は次の通りである。

1. 福祉国家の前提条件

武 藤 光 朗

福祉国家という言葉は、必ずしも最初からはっきりした概念規定をもって使われてきたものではなく、過去半世紀間徐々に、とくに第2次大戦後は急速に、主として北西欧諸国の現実の社会過程にあらわれた、ある種の歴史的变化に対する思想的反省の結果、一般に使われるようになった言葉だと思う。その歴史的变化というのは、これらの国々の現実の社会過程のうちに、人間的・社会的な目標への接近傾向が現れたということ、そしてその傾向への国家のコミットメントがふえてきたということである。そうした歴史的变化、社会過程の新しい傾向を言いあらわすために、福祉国家という言葉が一般に使われるようになったのだと思う。

だから、福祉国家の概念、その Ideal Typus は、過去半世紀くらいの間に北西欧諸国の現実の社会過程にあらわれた人間的・社会的目標への接近過程と、その過程への国家のコミットメントの増大傾向の極限に想定される状態を示す概念だと言うことができよう。そこで、福祉国家の概念を構成する諸要素を明らかにするためには、北西欧諸国のそうした歴史の傾向を分析して見なければならない。私見によれば、その歴史の傾向は次のような諸条件の複合的作用から発生したものと思われる。

1) まず、社会の関心のバランスが人間的・社会的目標に傾いていくことが必要である。言い換えれば、その社会の人びとの間に「望ましいもの」として広い範囲に

わたって承認されている価値観念のシステムに変化が起り、社会保障、完全雇用、生活改善、教育機会の増大、等々といった人間的・社会的目標が重視されるようになることである。これらの目標を根拠づける価値を社会的福祉と名づけるとすれば、その社会の価値体系が社会的福祉を中心とするものにならなければならないわけである。例えば、ロストウが成熟段階に達した社会にとって可能な選択目標として示した、①対外的な勢力拡張、②福祉国家の実現、③大衆消費水準の拡大についていえば、②の方向が選ばれることが必要である。

このような価値体系の変化が、その社会の成員の行為の motivation を媒介として、制度的体系、政治体系、経済体系に対して目標を賦与することになるわけである。

2) 社会的福祉中心の価値体系を国家機能に反映する制度的ルートが存在すること。ということは、社会のさまざまな脈絡における意志が国家権力の機能の方向づけに参加できるような制度的枠組みが用意されていないということである。言い換えれば、国家権力が民主化されていなければならない。国家権力が専制的もしくは独裁的である場合には、社会のさまざまな脈絡における意志が国家権力の方向決定に参加するルートが閉ざされているからである。基本的人権、とりわけ集会、結社、表現の自由の効果的な保障のもとで、代議政体を通じて社会のさまざまな脈絡における意志が政権交替に決定的な影響をあたえることができる民主主義的な政治制度が用意されている場合にだけ、社会的福祉中心の価値体系は恒常的に国家権力の機能に反映される見込みがある。

3) 社会的福祉中心の価値体系によって動機づけられた機能的社会集団の存在。労働組合、農業協同組合、消費者協同組合、経営者団体などの機能的社会集団は、その意志決定過程へのメンバーの民主的参加が効果的におこなわれている場合には、メンバーの「福祉」または「幸福」の増進を行動目標とするものである。そこでは、集団の行動が賃金・時間、フリンジ・ベネフィットあるいは農産物価格、生産原価、家計、資本計算等々を通じて即物的・客観的に表象される社会的福祉を目標として

1) 武藤光朗、加藤寛編『日本経済の現状と課題第5集、日本福祉国家の条件』昭和38年10月、所収。

いる。これらの機能的社會集團は、その行動目標を政党を通じて国家権力の機能に反映させるような政治的圧力を生み出す。そのような政治的圧力が民主的な政治制度のルートを通じて作用する場合にはじめて、社会的福祉中心の価値体系は現実には国家権力の機能方向に反映される見込みがあるのである。

4) 社会のさまざまな脈絡における意識と態度の根底に妥協と統合の可能性があること。例えば、民主的な労働組合や社会主義政党が、非合法の革命的行動によってではなく、民主的な代議政体のルートを通じて政治的圧力を発揮するためには、保守的な政党や政府が勤労者層の「福祉」ないし「幸福」への要求に敏感であり、少くともこれに対して妥協の用意がなければならない。場合によっては、保守的な政党や政府は、その支持者である有産者層や経営者層の要求を自制させるだけのステーツマンシップを発揮することが必要である。しかしこのような妥協は、しばしば対立相剋する社会各階層の意識と行動の根底に、なおかつ社会的統合への可能性が見いだされうる場合にだけ、持続的なものとして期待されることができよう。そして、そのためには、社会各階層の間に、垂直的にも水平的にも社会的移動性が増大する可能性があり、それに支えられて、価値意識や生活態度のうえでの階級的・階層的差別が解消する傾向があることが必要であろう。このような場合にはじめて、いわゆる「保守・革新」政党の政治的態度の間に妥協が可能となり、この妥協を通じて一步一步実現される社会的統合の過程に支えられて、社会的福祉中心の価値体系にもとづく国家の計画的機能がコンシステンシーを保つことができるものと思われ。

5) 社会的福祉中心の価値体系からくる社会の目標に目的合理的に適合する経済体系すなわち手段の調達過程が存在していることが必要である。W. W. Rostow が①伝統的社会、②変化の基礎がおかれつつある過渡的社会、③ Take-off の過程にある社会、④新しい生産方法と心がまえが経済全体にひろがりつつある成熟期の社会、そして⑤高度大衆消費時代に達した社会、という5つの範疇によって各国の経済成長段階を理解しようとしたことは周知のとおりであるが、この方法にしたがえば、福祉国家の経済的前提条件が現われるのは、「成熟期」においてであるということになる。すなわち、経済体系が技術的成熟に近づき、さらにそれを越えて進んでいくにつれて、社会の関心のバランスは供給の面から需要の面へ、生産の問題から消費の問題へ、そしてもっとも広い意味での福祉の問題へと移っていく、と Rostow は述べ

ている。

要するに、過去半世紀を通じて北西欧諸国の現実の社会過程に現われたように、社会の価値体系が社会的福祉を中心とするものに変化し、その変化が社会成員の行為の motivation の変化を媒介として、政治体系、経済体系、制度的体系にそれぞれ目標をあたえ、それぞれの機能を方向づけるとともに、これらの各体系の機能が相互に関連しあいながら、動機づけの体系を媒介として社会の価値体系の変化に反作用していくところに、Ideal Typus としての福祉国家の形成への動態的過程が生ずるものと思われる。

その場合、社会のこれら機能的下位体系 (Funktional Subsystem) 相互間には機能的連関の matching があることが必要である。福祉国家の Ideal Typus は、そのような機能的連関の matching が最高度に実現された極限状況として表象することができるであろう。

社会的福祉中心の価値体系のもとに、このような社会体系の機能的連関をもつ福祉国家の社会哲学的性格は、単なる Gesellschaft そのものでもなければ、Gemeinschaft そのものでもなく、強いていえば、Gustav Radbruch が説いたような意味で「仕事協同体」(Werkgemeinschaft) とでも呼ぶにふさわしいものであろう。社会的福祉という transpersonal な価値、sachlich な価値を共通の課題として社会の成員が連帯関係を結んでいくわけである。Radbruch は、このような Werkgemeinschaft のうちに Gemeinsinn, Kameradschaft, Arbeitsfreude というような社会主義の倫理的要請が実現されると説いているが、スウェーデン、デンマークの社民党やノルウェー労働党の運動の歴史を見ると、まさにそのような Werkgemeinschaft の実現をめざして展開されて来た観がある。

しかし、このような Werkgemeinschaft としての福祉国家における社会成員の社会的行動の型は、普遍主義的 (universalistic) であり、社会関係は業績 (performance) を基準として決められていく傾向が強いと思われる。民主主義制度のもとで各個人の福祉に平等の価値が認められる以上、個人的関係の特殊性に対する考慮は排除されるであろうし、目標としての社会的福祉が即物的・客観的に評価可能である以上、社会的行動は、行動者の社会的地位や家族的背景によってではなく、その即物的・客観的な業績によって評価されるであろう。このような普遍主義的・業績基準の行動パターンが、技術的生産性の向上をもたらすことによって、社会の近代化を促進するものであることは、周知のとおりである。

ただ北欧諸国現実の社会過程では、そうした個人の行動パターンが、農業・消費者協同組合、労働組合、経営者団体といった機能的社会集団のなかに織りこまれ、それらの集団は社会的連帯の意識によって結ばれているように見える。その結果、普遍主義的な行動パターンは、これらの機能的社会集団の行動方式として、業績はこれらの集団の業績として、集合的に表現されているように思われる。そしてこれらの機能的社会集団の普遍主義的・業績基準の行動パターンが相互に競合、関連しあう過程のなかから、社会的福祉を共通の国民的目標、課題とする「合意」(agreement) が求められ、その agreement にもとづいて国民社会の統合的方向づけが生れて来ていると思われる。この間の事情は、例えば、スウェーデンにおける労働市場の組織化が、労働総同盟 (LD) と経営者連盟 (SAF) との間の “Basic Agreement” (1938 年) にもとづいて行なわれてきたというような事実を示している。

ここでいう福祉国家の Ideal Typus は、このような機能的社会集団の agreement にもとづく国民社会の統合的方向づけの極限に想定される思想像として考えることができよう。

最後に、福祉国家に対する私の個人的関心について一言お断りしておきたいと思う。かつてわが国の経済哲学の創唱者左右田喜一郎博士は「協同体社会の倫理」を説き、一方では近代化の成果である個人の Gemeinschaft からの解放の意義を生かしながら、しかも他方、単なる Gesellschaft のように個人人格の核心から切りはなされた特定の行為面だけから成るものとは異なり、個人人格の核心をも内に生かすような新しい「協同体社会」の形成こそは、20 世紀の課題であり、また社会主義の思想と運動は、この課題に答えることによって始めて、その存在理由を主張することができる、と考えた。

また杉村広蔵博士は、「仕事協同体としての厚生国家 (Welfare State)」を説き、西欧実証主義の中心観念としての「社会的厚生」と独逸主観主義の中心観念としての「文化価値」とが、「仕事協同体としての厚生国家」のなかで結びつくことが可能になってくる、と指摘した。

そのような 19 世紀ヨーロッパ精神の対極的契機が、ヨーロッパ中心部から遠くはなれた北辺の地で測らずも総合され、「北欧的福祉国家」という形の歴史的結晶を生んだということは、精神史的事実として十分に注目に値すると思う。またそのような「仕事協同体としての厚生国家」の実現をめざして進んできた北欧の社会主義運動には、20 世紀の社会主義に対する左右田博士の期待

に答えるものがあると言ってよいであろう。

しかし私は、そのような「協同体社会」ないし「仕事協同体」としての福祉国家の倫理的意義には、カール・ヤスパース (Karl Jaspers) が「実存における世界福祉の限界」と呼んだような問題が残されていると考えている。「世界福祉国家の構成図においては、すべての個人の健康と幸福を意味する現存在 (Dasein) の維持と拡大を図ることが目的とされる。そして、そのための手段は、これらの常に明確に定められた諸目的を達成するうえでの、その有効性にしがって評価される。生活と視野を永続、拡大することが終極目的であり、物的な財貨を支配する権力とその処理が手段である。それが世界福祉国家の理想なのである。……しかし内在的な幸福と見なされる有限な現世生活は、それが終極目的となるときは、人間の尊厳を失わせ、人を卑しくするものとなる。こうした内在的な幸福が、真に人間のものとなるのは、無常で挫折的な時間的現存在を意識することから生れる明朗さとしてだけである。」(大意) とヤスパースは言っている²⁾。

このような意味での「実存における世界福祉の限界」を考えるにあたって、私は、左右田博士が、一切の社会的共同を意味のうえで本質的構成要素とすることなく、ひとりひとりの個人が直接「人間そのもの」の境地を体験する可能性を認め、「文化目的」に対して「人間目的」、「文化価値」に対して「創造者価値」を説いたことの思想的意義を、改めて考えてみたいと思っている。北欧諸国が、今日、老人の孤独や自殺、青少年の退廃、市民生活におけるロマンチズムの欠如と冒険への憧れ、自己疎外、等々、人生の実存的危機の問題に自覚的に直面しようとしていることは、私の問題関心が単に好むところに阿ねるものではないことを示していると思う。

2. 武藤氏よりこのような報告がなされたあと、その報告の主題をめぐって出席者の討論が交された。末尾に、A-G までの発言者別に掲載されている討論の具体的な内容から示されるように、交された討論はかなり多面的なものであったが、その中心点を求めるなら大体次の 3 点に示されるであろう。

- (1) 福祉国家の前提条件抽出のために、スウェーデンについて行なわれた分析過程に対する討議
- (2) これらの前提条件を他の国に一般化する点についての討議
- (3) 福祉国家における経済体系の在り方に対する討議

2) ヤスパース著、草薙・信太訳『実存開明』、413、416 頁。

議

もちろん、個々の発言内容はこのうちのどれか1つに分類できるものではない。特に(1)は、(2)をめぐる疑問から(1)にさかのぼる討議が起ったものとみてよい。しかし、一応このように分けた上で、はじめに討議内容の要約を紹介することにする。

先ず(1)については、社会、経済、価値の各体系のバランスは何にその具体的基準が見出されるのか(E)、コンミュンにおける意識構造は果して functional なものに無媒介で直結するものであったか(D)、とか、老人の自殺は果して解釈される通り実存的危機の自覚によるか(G)、といったことが討議の主な内容であった。

次に(2)は最も多くの討議を招いた点であるが、大体以下のように要約できるであろう。福祉国家的価値体系の史的成立過程をもっとダイナミックに捉えなければ、日本の場合における手掛りがかめないのではなかろうか(A)、経済の発展段階が絶対的規定として作用するものか、それよりは価値体系や国家のコミットメントが重要な要因となり得ないか(B)(E)(F)、寡占経済のもとでも福祉国家成立の契機が認められないか(B)、スウェーデン以外の国における福祉国家成立の契機を探る試みがなされないのか(F)(G)ということであった。

(3)については、既にお分りいただけたと思うが(2)の中でもいくつか関連した討論が提起された(B)(F)。特に(3)の点だけに集中した討論は、福祉国家における分配、および個人の自由と国家干渉との関係に関するものであった(C)。

3. 討議の具体的発言内容

A: 報告者は、「価値体系の変化」ということをいわれるが、今日の報告では、スウェーデンで福祉国家的価値体系が、比較的うまく育てあげられてきたということを説明されただけで、どういう価値体系が、どういうふうに変化してきたかということについては説明されていない。たしかにスウェーデンでは民主的なプロセスの中で、社会全体の調整を考えるような態度が比較的うまくいったのであろう。しかし、そこでも恐らく自由主義とか資本主義とかいう理念との葛藤もあったし、また他面社会主義という立場との対立もあって、その中で徐々に今の価値観が形成されてきたと思う。価値体系の変化という以上、幾つかの価値体系の対立や選択を背景として、価値体系が次第に変化してきたという説明をわれわれは期待する。スウェーデンはその変化が比較的うまくいったのであろうが、ドイツやフランスではどうであっ

たか。たとえば、ドイツのナチス的な全体主義から、今日の社会的市場経済という考え方への移行はどのように考えたらいいか。そこには戦争というような外側からの契機もあったろうし、また内面的には全体主義ではうまくいかないという批判もあったであろう。1つの価値体系が形成されていくには、そういう歴史のプロセスがあったはずである。今日の報告では国家政策の前提としてのヴィジョンに力点が置かれたようで、そのヴィジョンの浮びあがる歴史的過程の説明が薄いように思われる。したがって、たとえば日本について考える場合、今日の報告のスウェーデン的価値体系は、日本の場合にもうまく育つのか、そういう見込みはないのか。報告を聞いていると、日本では見込みがないようにも受けとれる。しかし、それを妨げる諸要因をどうして取り除くことができるかを考えることも必要であり、それは歴史的な過程の中から汲み取ることが大切だと思うが、どうであろうか。

B: (1)報告者によると福祉国家の前提条件として経済が成熟期に入っているか、少なくともこれに接近していなければならないと述べている。これはロストウのいういわゆる第4段階にあたるものであろうが、この段階にはまだ遠いインドなどの低開発国でも国家——しかも民主的国家——が福祉政策に大きなウェイトを置き、インドにおける社会保障費の対国民所得(要素費用)は1.4%(1960年)で先進国に比べてはなるほど低いが、国家財政の上ではかなり高率の負担を示している。ソーシャルでヒューメインなゴールにコミットしているこれら Developing countries は果して福祉国家といえないのだろうか。福祉政策に利用可能な豊富なサンプラスの存在が必要不可欠な前提条件なのか、あるいはソーシャルでヒューメインなゴールへの国家のコミットメントこそがより重要な前提条件とみなさるべきなのか。もし後者だとすれば、福祉国家は経済の発展段階に対応するとみるよりはむしろ、Value System に即して規定さるべきではないだろうか。(2)報告では寡占経済を目標から排除している。しかし民主的先進諸国ではインフラストラクチャとしてたとえば労働組合等が強化され、これが Countervailing Power としてきわめて重要な役割を果たし、国家のデモンストラリングに無視できない存在になっている。したがって寡占経済のもつ経済的非効率性、とくに経済発展に対する障害、とりわけカップ等が問題にする Big enterprise の Social Cost を否定できないが、これが同時に Countervailing Power を育成し、あるいは育成する傾向をもつことも否めない。さらに寡占経済の存在そのものを否定し解体することも非現実的だし、

大規模経済などの利益も考慮しながら Countervailing Power の生育に着目し、これにソーシャルでヒューメインな国家の市場干渉を加えていくのがむしろ福祉国家実現への適切なしなかも現実的な道程ではないだろうか。したがって福祉国家か、寡占経済かという二者択一方式は高度資本主義経済の現実認識としては抽象的すぎはしないだろうか。

C: 福祉国家はしばしば国家独占主義とか管理国家とかの別名であるといわれるが、経済体制としてみた福祉国家とはどういうものなのであろうか。またそのような経済体制の下で志向される「福祉」とは、国民分配分を最大にするような生産の最適編成に重点がおかれるのか、それとも国民分配分の理想的個人間分配に力点がおかれるのか、どちらであろうか。

これに関連して福祉国家において、「経済的自由」はどのような意味と限定を与えられるのであろうか。

これもしばしばいわれることだが、個人の経済生活の十分な保障と個人のインセンティブ（たとえば勤労意欲とか革新への努力とか）とはある程度互いに矛盾するものなのであろうか。あるいは保障という形の、社会による個人生活への平均的な干渉と、その下における個人生活の限界的な自由とは互いに調和するものかもしれないが、それには社会保障がどのような形と内容とを与えられるべきものなのであろうか。

D: 報告者はコンミュンが functional で operational なものだというのが、そのように言うためにはその間に日本のムラ意識のような何らかの媒介が必要なのではないか、またコンミュンへの所属意識と機能集団への所属意識との関係はどうなっているか。

E: 報告の中で、ただ単に Economic System とか Social System の問題だけではなく、さらに Value System の重要性についてもふれた点には大賛成だ。私の考えでは Social System を大きくとり、その中に Economic System や Value System を含ませるべきだと考えているが、その際、「Value System と Social System がどのような相互関係に立っている場合に両者は Balance を保っているといえるのか」、そしてまた「両者をともに測定しうるような共通の尺度をどこに求めたらいいのか。」

次に Balance という考え方だけでは、Economic System を中心としてそれに合うように Value System なり Social System を変えることも出来れば、逆に Value System を中心としてそれに Economic System や Social System を合せていくこともできるわけであるから、福祉国家の向うべき「方向」が出にくいのではないだろうか。

F: (1)福祉国家の歴史的形成過程として、ロストウの経済成長の段階説を援用して、経済の成熟期か、またはそれに近い段階を規定されているが、ケーススタディとして挙げられたスウェーデンが歴史的に果してそのような発展段階に合ったものと考えることが出来るのか。むしろスウェーデンの場合は、より多く福祉志向的な政治的、社会的要因を考えることができるのではないか。経済成長の一段階としての福祉国家論と、ケーススタディにおけるスウェーデンの福祉国家論との統一した理論づけに欠けているように思われる。(2)福祉国家がわれわれの主體的な問題（日本の国家理想の1つ）であるとするならば、スウェーデンの特質として挙げられた多くのもの、殊にそのコンミュンの構造、住民のコンミュン意識等は、日本の社会とは余りにも隔絶した存在としか思えない。われわれの社会の中から、福祉国家建設の実践的足がかりというような意味で、その前提条件をなすものを挙げるとすればどのようなことを構想されるか。

G: 福祉国家の前提条件検討の際に、その経験的手がかりとしてスウェーデンがしばしば引用されており、福祉国家到達への道はスウェーデン方式に限定されているような印象を受ける。しかし、最近近代化の論議においては、近代化への道は西欧のたどったものだけに限られるのではなく、かなり多元的なものと考えられているようであるが、その考え方は福祉国家の場合にも適用されないものであろうか。つまり、福祉国家に到達するにはスウェーデン方式以外にもいくつかのコースが可能ではないか。またスウェーデン固有の伝統、国際的国内的諸条件が福祉国家の前提条件と深くかかわり合うものとすれば、他の国の福祉国家達成は悲観的とみられるのであろうか。

次に、アジア諸国で福祉国家が強調されているといわれる場合、単に国際間のデモ効果にすぎず、実際には実現が不可能と考えられるのであろうか。これらの国は、日本の歴史が経験しなかった複合社会 (Plural Society) という難問を抱え、その中で国民的統合を生むためのナショナル・シンボルとして福祉国家を強調しているとも思えるが、そうとすればそれなりの機能を認めるとともに、スウェーデンの経験だけに縛られない前提条件に基づく多様な方向を検討し、条件を異にする国々がそれぞれにどの方向をとりやすいかという点をもさらに考えてよいのではないか。

最後に、スウェーデンの老人の自殺を自己と直面するために、換言すれば個性の充分な確立のために、生れているものと理解されているが、ここにもスウェーデン偏重の疑問が感じられる。このような原因は一般に自殺原

困のうちではかなりの知識層に限られる筈と思われるが、具体的データはどのような結果を示しているのだろうか。その外に、たとえば社会関係の破綻（特に家族構造に由来するもの）なども多いのではないだろうか。

II

なお上記特別合同研究会に先立って、当研究所の研究活動の一環として、第1回シンポジウムが7月26日、27日の2日間、軽井沢にて開催された。シンポジウムは「社会保障とは何ぞや」という統一テーマのもとで、山田雄三所長を座長に、今井一男氏、高橋武氏、伊部英雄氏、寺尾琢磨氏、馬場啓之助氏、塩野谷九十九氏、福武直氏、大熊一郎氏、中鉢正美氏、武藤光朗氏、木村又雄氏の参加を得て進められた。第1日（7月26日）は、今井一男氏を報告者に迎え、今井氏の3論文——「医療保障」（『社会保障年鑑1964年版』昭和39年4月）、「医療の本質と社会保障」（『世界』昭和40年3月号）、「社会保険の上限と下限」（今井一男・佐口卓編『社会保障の理論と課題』昭和40年2月）——について馬場啓之助氏と大熊一郎氏がコメントを加えた。第2日（7月27日）午前は高橋武氏の2論文——「社会保障における賃金の役割」（『日本労働協会雑誌』第51号、昭和38年6月）、「社会保障はすぐれて社会的なもの」（今井一男・佐口卓編『社会保障の理論と課題』昭和40年2月）——を中心に、塩野谷九十九氏、中鉢正美氏からコメントが与えられた。さらに第2日の午後は伊部英雄氏の「社会保障と社会計画」（伊部英雄著『社会計画』第8章、昭和39年5月）を中心に、福武直氏、武藤光朗氏がコメントを加えた。シンポジウムは以上3つの主題を中心に行なわれたが、それぞれきわめて活発な討論が展開された。

なお、当日のシンポジウムで討論された主要な論点は次の通りである。

（1）社会保障の内容が最近拡充、発展してきたと考

える点で参加者の意見は大体共通している。しかしその内容をどう評価するかという点に関して次の様な2つの立場、1つは社会保障は最低生活費を保障するものであるという点を強調する考え方、他の1つは社会的ニーズにもとづく標準的生活程度を想定し、その保障を考えるものに分れ、論議が行なわれた。

（2）社会保障と保険原理に関する論議では、社会保障における保険原理の特色は、私的保険と異り、contribution と考える考え方が必要で、その背後には社会連帯感があるという点ではかなりの意見の一致が見られた。

（3）社会保障と医療の関係についても、いろいろの意見が出されている。その1つの立場は、国家が医療および国民の健康管理に責任をもつべきであるという立場から、医療は社会保障と異ったカテゴリーで考える必要がある、という考え方であり、他の1つは、社会保障と結びつく健康管理という視点から社会保障の中に医療保障を含めることができる、という考え方があり、この他に社会保障の中で考えられる医療保障というのは、むしろ医療費補償であると考えべきだなど、かなりニュアンスの違った立場で討論が行なわれた。

（4）積極的に社会保障の内容を考えるという点では参加者の意見は、ほぼ一致していたが、社会保障と社会開発の関係をみる場合に、若干の違いがみられた。例えば、従来の社会保障はやや消極的で、むしろ社会開発というような、より積極的なものへ接近してきたのが最近の傾向であるとする考え方に対して、社会保障は消極的ではなく、社会保障によって、社会なり経済なりの潜在力を引き出すといった、より積極的な意味をもたせるという考え方などがみられた。このほか経済と社会の関係をめぐる討議や、社会計画の在り方なども論議された。なお、この第1回シンポジウムの討議内容は、近く所内資料として、パンフレットにまとめ印刷する予定である。

（文責 編集子）

執筆者紹介

やす 安	かわ 川	まさ 正	みき 杉	慶応大学助教授、社会保障研究所非常勤研究員
おお 大	はし 橋		かおる 薫	明治学院大学教授
はし 橋	もと 本	まさ 正	べ 巳	国立公衆衛生院衛生行政学部長、社会保障研究所専門委員
ひら 平	た 田	とみ 富	た 太	早稲田大学教授
もり 森	おか 岡	きよ 清	み 美	東京教育大学助教授、社会保障研究所非常勤研究員
は 保	さか 坂	てつ 哲	や 哉	厚生省大臣官房企画室長補佐
み 美	の 濃	ぐち 口	とき 時	次 次
			らう 郎	名古屋大学教授